

普通株式、優先株式それぞれの1株当たりの残余財産分配金額

～より法理に法理に従った分配方法～

普通株式数を100株、優先株式数を10株とする。

残余財産の金額	普通株式1株当たりの分配金額	優先株式1株当たりの分配金額
①100円	0円	20円
②1,000円	0円	100円
③2,000円	0円	200円
④3,000円	10円	200円
⑤4,000円	20円	200円
⑥10,000円	80円	200円
⑦20,000円	180円	200円
⑧22,000円	200円	200円
⑨30,000円	280円	200円
⑩50,000円	480円	200円

注：
まず、上記①～③が、分配①「優先残余財産分配金」となる。この場合、普通株式には残余財産の分配は行われない。
優先株式に対し分配①「優先残余財産分配金」を200円に達するまで支払う。
優先株式に対する分配額が200円となる、残余財産の金額が2,000円の場合が、1つの閾値である。

次に、上位④～⑩が、分配②「普通株式に対する分配金」となる。
優先株式に対し分配①「優先残余財産分配金」を200円に達するまで支払った後は、
優先株式にはもう分配金は支払われない。
残りの残余財産「残存残余財産」は全て普通株式に対し支払われる。